

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

令和2年 1月 20日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 日巻 義徳

調達機関番号 017 所在地番号 47

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 2
- (2) 調達件名及び予定数量 LPガス 13,000kg
- (3) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (4) 納入期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (5) 納入場所 国立療養所沖縄愛楽園
- (6) 入札方法 入札金額については、1kgあたりの単価とし、納入に要する一切の費用を織り込んだ額とすること。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 契約方法 予算決算及び会計令（以下、予決令という。）第80条の規定に基づき単価契約とする。
- (8) 入札説明会 なし

2 競争参加に必要な資格

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和01・02・03年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品販売（燃料類）」のB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。（但し指名停止期間中にある者は除く。）
- (4) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
 - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - (イ) 経営の状況または信頼度が極度に悪化している者。
- (5) 石油業法に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- (6) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (7) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (8) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

3 契約条項等を示す場所

沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課会計班及び当園ホームページ

4 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園 補給係長 井上 進
0980-52-8331 (内線8021)

(2) 入札説明書等の交付場所

本公告の公示の日から3の場所にて交付する。

また、当園ホームページから、入札に必要な書類をダウンロードしても可とする。

URL:http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/airakuen/site/cyotatsu.html

(3) 入札書の受領期限

電子調達システムの場合 令和2年 3月 19日 9時00分

紙入札の場合 令和2年 3月 19日 9時00分

(4) 開札の日時及び場所

令和2年 3月 19日 11時00分

国立療養所沖縄愛楽園管理棟会議室

5 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、上記書類と併せて、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札説明書、仕様書等で示した入札に関する条件に違反した入札及び電子調達システムを利用する者においてはICカードを不正に使用した入札は無効とする。また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは契約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

以上

【本件担当、連絡先】

住所：沖縄県名護市字済井出1192番地

担当：事務部 会計課 補給係長 井上 進

TEL：0980-52-8331

FAX：0980-52-8967

e-mail: kaikkekk@mhlw.go.jp

入札説明書

国立療養所沖縄愛楽園の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 日巻 義徳

2 調達内容

(1) 契約件名及び数量 LPガス 13,000kg

(2) 調達件名の特質等 仕様書による

(3) 納入期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所 国立療養所沖縄愛楽園

(5) 入札説明会 なし

※質疑等があれば、令和2年3月12日17:00までに支出負担行為担当官宛て別紙8により提出すること。当該質疑に対する回答は、令和2年3月11日終日までに入札参加希望確認ができた者に対し行う。

(6) 入札方法

イ 入札金額については、1kgあたりの単価とし、納入に要する一切の費用を織り込んだ額とすること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

ロ 入札者は、入札説明書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 予算決算及び会計令（以下、予決令という。）第80条の規定に基づき単価契約とする。

(8) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

3 競争参加資格

(1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。

イ 予決令第70条の規定に該当する者。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

ロ 予決令第71条の規定に該当する者。

(2) 令和01・02・03年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）で「物品販売（燃料類）」のB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。（但し指名停止期間中にある者は除く。）

(3) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく液化石油ガス販売事業の登録を受けた者であり、かつ沖縄県内に本店、支店又は営業所等が所在すること。

(4) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。

(ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

(イ) 経営の状況または信頼度が極度に悪化している者。

(5) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。

(6) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

- (7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法 この入札に参加しようとする者は、次の書類（証明書等）を受領期限までに提出すること。

イ 入札参加申込書

- (イ) 確認書（電子調達システムにより入札を行う者）
(ロ) 紙入札方式参加願（紙入札方式により入札を行う者）
(ハ) 当該試験成績書に示すLPガスの納入を証明できる書類

ロ 令和01・02・03年度競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書の写

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法

電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用するアプリケーション	存するファイル形式
1	一太郎	Ver.10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以上のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以上のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とし、自己解凍方式は不可とする。

- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合、送信しようとするファイルの容量が電子調達システムの制限を超える（1MBを超えるファイル容量）場合は電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「競争参加資格決定通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5の（2）の担当者に手渡すこと。

直接手渡すことが出来ない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に5の（2）にその旨を連絡すること。

※電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加出来ないので注意すること。

5 入札書及び関係書類の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.geps.go.jp>

- (2) 入札書の提出場所、契約事項を示す場所及び入札、契約の内容等に関する照会先
〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園 補給係長 井上 進
0980-52-8331（内線8021）

- (3) 仕様書の内容等に関する照会先

上記（2）に同じ

(4) 証明書等の受領期限

電子調達システムの場合	令和2年3月18日	12時00分
紙入札の場合	令和2年3月18日	12時00分

(5) 入札書の受領期限

イ 電子調達システムの場合	令和2年3月19日	9時00分
ロ 紙入札方式による入札書の場合	令和2年3月19日	9時00分

(6) 入札書の提出方法

イ 電子調達システムによる場合

(イ) 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

(ロ) 当該入札に使用するICカードを限定するとともにその登録を行うためICカード確認書を提出すること。

なお、代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者（本日から支店、支社等に委任した場合が該当する。）は、年間委任状を書面にて提出すること。

当該入札にて限定したICカード以外のICカードを使用した場合は、その入札は、無効となるので注意すること。

(ハ) 入札書の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。（電子認証書を取得している者であること。）

d その他必要な事項を記載するものとする。

ロ 紙による入札の場合

(イ) 入札書の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日又は郵送の日とする。

d 入札書には、入札者等の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印）しなければならない。但し、外国人にあっては署名をもって押印に代えることができる。

なお、代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状を提出しなければならない。

e その他必要な事項を記載するものとする。

(ロ) 入札書の提出

a 入札書は、入札書の受領期限までに原則、直接提出するものとし、やむを得ない場合は、支出負担行為担当官宛郵送等することができる。

b 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に法人名等（代理人を含む。）及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」を朱書するものとする。また、郵送等する場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」、中封筒に法人名等（代理人を含む。）及び「契約件名、開札年月日」をそれぞれ朱書するものとし、入札書の受領期限までに到達するように提出しなければならない。

c この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書、保険料納付にかかる申立書、及び自己申告書の3部を提出しなければならない。

(7) 入札の無効

イ 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

(イ) 委任状が提出されていない代理人のした入札

(ロ) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

(ハ) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札（電子調達システムによる場合は、電子認証

- 書を取得していない者のした入札)
- (二) 金額を訂正した入札
 - (ホ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (ハ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の入札
 - (ト) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (フ) 入札時点において、当本部から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
 - (リ) 資格審査関係資料等が支出負担行為担当官が行う審査の結果、不適格とされた者のした入札
 - (ヌ) 5の(6)のロの(イ)のcの当該書類を提出せず、また虚偽の誓約をし、若しくは当該宣誓・申立・申告に反することとなった者のした入札
- 電子調達参加者は、ICカードを不正使用等してはならない。不正使用等した場合には当該電子調達参加者の入札への参加を認めない。
- (8) 入札の延期等
入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (9) 開札の日時及び場所
令和2年 3月 19日 10時00分
沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園 管理棟2階会議室
- (10) 開札
- イ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。但し、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
 - ロ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
 - ハ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
 - ニ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
 - ホ 電子調達システム参加者の障害により電子調達による入札ができない旨の申告があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子調達による入札参加者が参加できない場合には、入札書受信締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行う。
 - ・天災
 - ・広域・地域的停電
 - ・プロパイダ、通信事業者に起因する通信障害
 - ・その他、時間延長が妥当であると認められた場合
(但し、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)
 - ヘ 電子調達ヘルプデスク又は発注者側の障害が発生した場合は、電子調達ヘルプデスクと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子調達による入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行い、復旧障害の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
 - ト 入札締切予定時間になっても入札書が電子調達サーバーに未到達であり、かつ電子調達による入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。
 - チ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。再度入札の時間については、原則として開札手続きを行ったのち30分後に行うこととする。電子調達による入札者は、再度入札通知書を必ず確認すること。紙入札業者は、入札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。

なお、紙入札者が再度の入札に応ずる意思があり入札書を郵送する場合及び開札手続きに時間を要する場合などには、開札日時を別途指定し支出負担行為担当官から連絡を行う。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告、説明等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

イ 本入札説明書に従い書類・資料を提出したうえで、入札書を提出した入札者であって、この説明書に明記された競争参加資格を満たすことの出来ること及びその他の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有利な入札を行った者を落札者とする。

ロ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

ハ 契約は、見積もった契約希望単価（消費税を含む）による単価契約とする。

(4) 契約書の作成

イ 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成し取り交わすものとする。

ロ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ハ 上記ロの場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

ニ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件 仕様書による

(6) 競争参加資格の確認のための書類の取り扱い

イ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ロ 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはない。

ハ 一旦受理した書類は、返却しない。

ニ 一旦受理した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 異議の申立 入札者は、入札後、この入札説明書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) その他については、契約書、仕様書による。

以上。

L Pガス購入仕様書

- 1 件 名 令和2年度L Pガスの購入
- 2 目 的 本調達品は、国立療養所沖縄愛楽園において使用する家庭用及び事務用設備において使用するL Pガスを買うい入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、国立療養所沖縄愛楽園が家庭用及び事務用設備に供給する燃料について規定する。
- 4 品 目 L Pガス（ボンベ及びバルクによる供給）
- 5 数 量 13,000kg（平成31年1～令和元年12月購入実績に基づく予定数量）
- 6 納入場所 園内各所（別紙参照）
- 7 契約期間 令和2年 4月 1日 から 令和3年 3月31日 まで
- 8 納入方法 定期巡回及び遠隔監視による残量管理
L Pガスボンベ及びローリー車によるバルクへの供給
また、随時当園の求めに応じ納入できること
- 9 その他
 - (1) 上記5の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) L Pガスボンベ及びバルクへの供給のためのローリー車の運搬・交換に際しては、関係法令等を遵守すること。
 - (3) L Pガスボンベ及びバルクへの供給の納入日時及び設置場所の変更等の通知があった場合は、夜間・休日等にかかわらずこれに応じること。
 - (4) L Pガスの搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真にやむを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (5) L Pガスボンベ及びバルクへの供給に際しては、当園係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (6) 本調達案件について、知り得た当園の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または、利用してはならない。
 - (7) 契約履行にあたり疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項について、検査職員等から要求を受けた場合には、当園会計課補給係の係員に報告し、その指示に従うこと。
 - (8) 支払いについては、受注者は納入完了後1ヶ月分を取り纏めて請求することとし、発注者は適法な支払請求書を受理した日から30日以内にその対価を支払うものとする。

以上。

(別紙1)

入札書(第 回目)

品名 LPガス

入札金額 金 _____ 円/kg

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 日巻 義徳 殿

(別紙1) の記入例 <全省庁統一資格者証に記載のある代表者が直接入札する場合>

入札書 (第○○○回目)

品 名 L Pガス

入札金額 金 ○○○○○○○○ 円/kg

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和○○年○○月○○日

入札書の提出日

(住所) ○○○○

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○

代表者の押印

印

支出負担行為担当官
国立療養所沖繩愛楽園事務部長 日巻 義徳 殿

※ 委任状は必要ありません。

(別紙2)

入札書(第 回目)

品名 LPガス

入札金額 金 _____ 円/kg

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 日巻 義徳 殿

(別紙2)の記入例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた支社長・支所長等の分任代表者が入札する場合>

入札書(第○○○回目)

品名 LPガス

入札金額 金 ○○○○○○○○ 円/kg

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和○○年○○月○○日

入札書の提出日

(住所) ○○○○

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○

代理人 ○○○○株式会社△△支店・支所
支店長・支所長 △△△△

印は不要

印

支店長・支所長の押印

支出負担行為担当官
国立療養所沖繩愛楽園事務部長 日巻 義徳 殿

※ 別紙4の代理人委任状を提出。

(別紙2)の記入例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた社員等の個人が入札する場合>

入札書(第○○○回目)

品名 LPガス

入札金額 金 ○○○○○○○○ 円/kg

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和○○年○○月○○日

入札書の提出日

(住所) ○○○○

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○

代理人 △△ △△

印は不要

印

代理人の押印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 日巻 義徳 殿

※ 別紙4の代理人委任状を提出。

(別紙3)

入札書 (第 回目)

品 名 L P ガス

入札金額 金 円/kg

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園事務部長 日巻 義徳 殿

(別紙3)の記入例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた支社長・支所長等の分任代表者から復代理人として代理委任を受けた社員等の個人が入札する場合>

入札書 (第〇〇〇回目)

品名 LPガス

入札金額 金 〇〇〇〇〇〇〇〇 円/kg

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

入札書の提出日

本社代表者から委任を受けた分任代表者

(住所) 〇〇〇〇

(氏名) 〇〇〇〇株式会社△△支店・支所
支店長・支所長 △△△△

復代理人 △△ △△

印は不要

印

復代理人の押印

支出負担行為担当官
国立療養所沖繩愛楽園事務部長 日巻 義徳 殿

※ 別紙4の代理人委任状及び別紙5の復代理人委任状を提出。

(別紙4)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所

氏名

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関する事
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
 4. 契約代金の請求及び受領に関する事
 5. 復代理人の選任に関する事
 6. その他上記に付随する一切の事

委任期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

受任者（代理人）使用印



(別紙4)の記入例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた支社長・支所長等の分任代表者が入札・契約締結を行う場合>

委 任 状

入札書の提出日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

委任者（競争参加者）

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長

代表者の押印

〇〇〇〇 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社△△支店・支所
支店長・支所長 △△△△

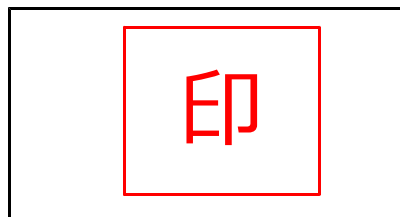
印は下記受任者使用印
の四角枠内に

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関する事
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
 4. 契約代金の請求及び受領に関する事
 5. 復代理人の選任に関する事
 6. その他上記に付随する一切の事

入札書の提出日から契約終了日まで

委任期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

受任者（代理人）使用印



※ 復代理人をたてる場合にも必要。

(別紙5)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

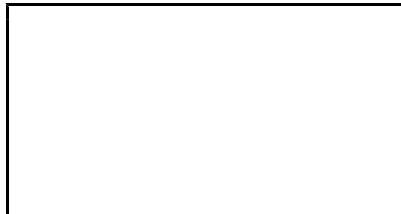
住所

氏名

委任事項 1. 入札及び見積に関する事

委任期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

受任者（代理人）使用印



(別紙5) の記入例 <全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた支社長・支所長等の分任代表者が入札・見積のみを行う場合>

委 任 状

入札書の提出日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

委任者（競争参加者）

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長

代表者の押印

〇〇〇〇 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社△△支店・支所
支店長・支所長 △△△△

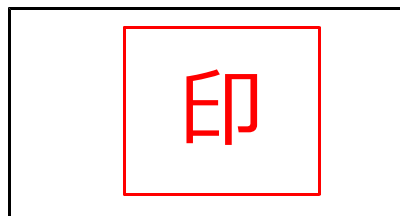
印は下記受任者使用印
の四角枠内に

委任事項 1. 入札及び見積に関すること

入札書の提出日から開札日まで

委任期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

受任者（代理人）使用印



※ 契約締結を本社が行う場合の委任であるので注意。

(別紙6)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（復代理人）

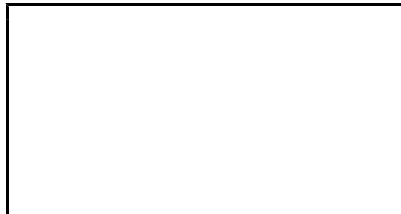
住所

氏名

委任事項 1. 入札及び見積に関すること

委任期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

受任者（代理人）使用印



(別紙6)の記入例<全省庁統一資格者証に記載のある代表者から代理委任を受けた支社長・支所長等の分任代表者から復代理人として代理委任を受けた社員等の個人が入札・見積する場合>

委 任 状

入札書の提出日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

委任者（競争参加者）

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇株式会社△△支店・支所
支店長・支所長 △△△△

本社代表者から委任を受けた分任代表者の印

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（復代理人）

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

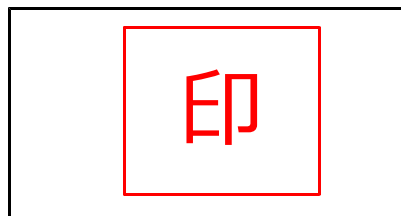
印は下記受任者使用印の四角枠内に

委任事項 1. 入札及び見積に関すること

入札書の提出日から開札日まで

委任期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

受任者（代理人）使用印



(別紙8)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 日巻 義徳 殿

住 所

商 号

代表者氏名

印

電子調達案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札件名

令和2年度 L P ガス13,000kgの調達

2 電子調達システムでの参加ができない理由

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

- ※ 個人の場合は生年月日を記載すること。
- ※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和____年____月____日

(住 所) _____

(名 称) _____

(代表者) _____ 印

支出負担行為担当官
国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 殿

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官
国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 殿

単 価 契 約 書 (案)

下記の物品の購入について、支出負担行為担当官 国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 日巻 義徳 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)

は、次の各条項により契約を締結する。

品 名	品質・規格	単位	単 価	うち消費税額	備 考
L Pガス	工業用・業務用	kg	〇〇.〇〇 円	〇.〇〇 円	

本契約は単価による契約とし、契約単価は上記のとおりとする。

なお、本契約に定めるL Pガスの予定数量は、13,000kgとする。数量について後日増減があっても乙は異議を申し立てないものとする。

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。

この契約にかかる契約保証金は免除する。

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約期間及び契約履行の場所等)

第2条 契約期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

但し、本契約期間中に市価に著しい変動があると認めるときは、甲・乙協議のうえ単価を変更することができるものとする。

2 乙は、甲の指定する数量を指示する日時及び場所に納入しなければならない。

なお、納入場所は国立療養所沖繩愛楽園 別紙配置図のとおりとする。

(納品検査)

第3条 乙は、現品を納入しようとするときは、社用納品書等任意様式により甲の指定する検査職員に報告するとともに、予め希望日時、場所、品名、数量等の必要事項を通知し、立会の上検査を受けなければならない。

2 甲は、前項により納入の通知を受けた日から10日以内又は令和3年3月31日までのいずれか早い日までに検査を実施するものとする。

3 納入現品は、全て甲の指示(仕様書等)のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転及び危険負担)

第4条 納入現品の所有権は、甲が、検査の結果、合格品と認め、検印を押捺し、合格品を受領し、乙にその受領証を交付したときに移転する。

2 所有権移転前に生じた現品の亡失・毀損その他一切の責任は、乙の負担とする。但し、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

3 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(不合格品引取)

第5条 乙は、検査の結果不合格となったときは、甲が指定する期限までに、現品を撤去しなければならない。

2 甲は、前項の期限経過後、乙の負担において、その現品を他の場所に運搬し、第三者に保管を託すことができる。

(納期の有償延期)

第6条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(納期の無償延期)

第7条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認められたときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(遅滞料)

第8条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年5.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第9条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。

- (1) 第6条及び第7条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。
- (2) 乙がこの契約の解除を請求し、その事由が正当なとき。
- (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (5) 第23条の規定に違反したとき。

(損害賠償)

第10条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けたときは、乙にその損害を賠償させることができる。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認められた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第11条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
 - 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
 - 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第13条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約金額の支払)

第14条 乙は、第3条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を作成し、甲へ提出するものとする。

- 2 甲は、乙より適法な支払請求書を受領した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第15条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（円未満端数切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第16条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。但し、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項但し書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第21条 甲は、第17条、第18条及び第20条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第17条、第18条及び第20条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第23条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第24条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
 - 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第25条 第24条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(瑕疵担保)

第27条 甲は、納品後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、乙に期限を指定して他の良品と引換えさせ、或いは修理させ又はこれと合わせて損害賠償金を支払わせることができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第28条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 沖縄県名護市字済井出1192番地
支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 日巻 義徳 印

乙
印